



滝川市国民保護計画

（ 概 要 版 ）

滝 川 市



第1編 総 論

第1章 滝川市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

「国民保護法」、「国民の保護に関する基本指針」及び「道国民保護計画」を踏まえた武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するため市として国民保護措置を的確かつ迅速に総合的に推進することとし、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

別紙

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

本計画は、国における国民保護措置にかかる研究成果等及び道の国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえて、不断の見直しを行う。

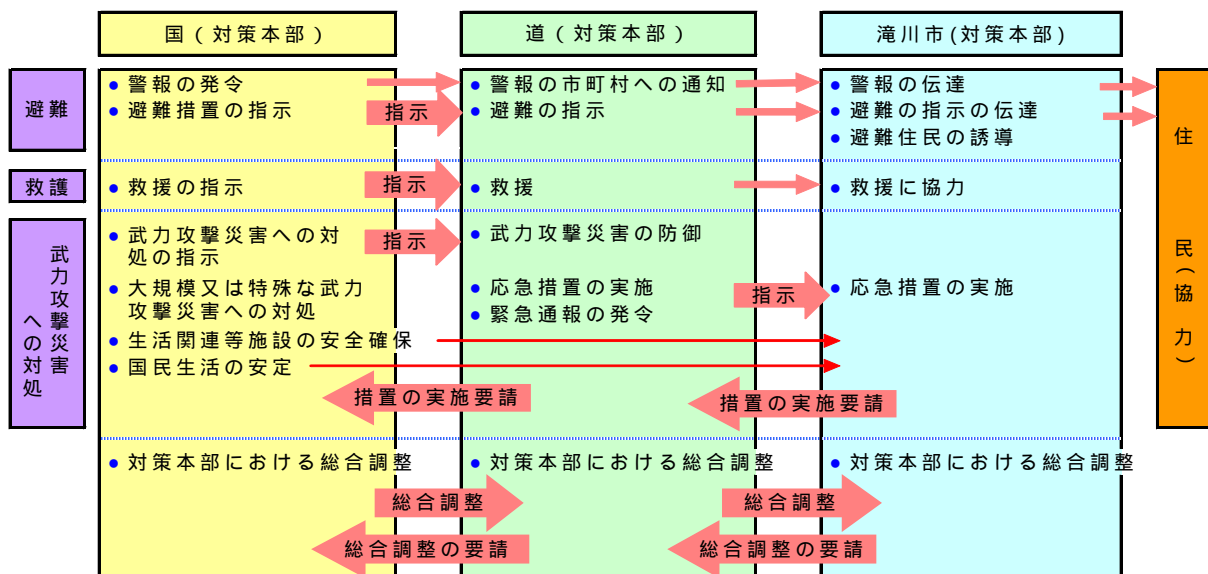
第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項。

- (1) 憲法の保障する国民の基本的人権を尊重する。
- (2) 国民保護措置の実施に伴う損失補償等の国民の権利利益の救済を迅速に処理する。
- (3) 国民に対し正確な情報を適時適切に提供する。
- (4) 平素からの関係機関相互連携協力体制の整備に努める。
- (5) 国民に対し必要な援助について、協力を要請する。
- (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施を確保する。
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮を行う。
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。
- (9) 外国人も国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

1 国民保護措置の全体の仕組み



2 市の事務又は業務

市が果たすべき事務又は業務の大綱を定める。

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、特に考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴を示す。

<主な特徴>

- ・空知川と石狩川の合流点で両河川に挟まれた地勢にある。
- ・特別豪雪地帯となっている。
- ・幹線道路、鉄道の交通の要衝となっている。
- ・自衛隊施設 の存在など

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態4類型、緊急処理事態（大規模テロ等）4類型を想定する。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

区 分	想 定 す る 事 態
武力攻撃事態	着上陸侵攻 ゲリラや特殊部隊による攻撃 弾道ミサイル攻撃 航空機による攻撃
緊急処理事態	危険物質を有する施設等への攻撃（ガス貯蔵施設等） 大規模集客施設、大量輸送機関等に対する攻撃 大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等） 交通機関を破壊の手段とした攻撃等（航空機による自爆テロ等）

NBCとは、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）をいう。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

1 市の各部課室における平素の業務

平素における国民保護関係業務は、市の各部課室の所掌に従い分担して行う。

2 市職員の参集基準等

武力攻撃事態等に応じて、24時間即応体制を整備する。

<初動体制の基準>

事態の状況	体 制 の 判 断 基 準	体 制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	情報収集体制 （第1配備）
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報	緊急事態連絡室体

	により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	制(第2配備)
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	情報収集体制(第1配備)
	市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	緊急事態連絡室体制(第2配備)
	市国民保護対策本部の通知を受けた場合	市国民保護対策本部体制(第3配備)

3 消防機関の体制

消防機関の24時間体制の状況を踏まえ、国民保護措置が実施できる体制を整備する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

武力攻撃事態等の認定があった場合の、国民保護措置の実施に伴う損失補償、不服申立て、訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、窓口を開設し迅速に対応を図る。また、国民の権利利益の救済の手続に係る文書を保存する。

第2 関係機関との連携体制の整備

国、道、近接市町村、指定公共機関等と災害対策に準じた連携協力を図る。自主防災組織、ボランティア団体等の充実、支援に努め連携を図る。

第3 通信の確保

自然災害時における通信体制の活用を基本とし、情報伝達ルートが多様化、機器の整備を図る。国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

武力攻撃事態等において被災情報、安否情報等を収集整理し、関係機関及び住民等に適時、適切に実施するための体制を整備する。また、国民保護措置の実施のため必要な情報のデータベース化に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

武力攻撃事態等において、警報の内容の通知があった場合の伝達方法について住民や関係団体への周知等を図るため、関係機関の協力体制の構築と役割分担を準備する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報に関して、円滑に報告、提供をする安否情報収集体制の整備を行う。また、医療機関等に安否情報の収集に協力を求める機関の把握に努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

被災情報の収集・整理及び知事に迅速に報告等する体制の整備を図る。

第5 研修及び訓練

職員等が国民保護措置に必要な知識を習得できる研修の実施と実践的な訓練を通じて武

力攻撃事態における対処能力の向上を図る。また、訓練結果を適正に評価し、計画マニュアル等の充実強化に資する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

市の地図、人口、道路網、輸送力、大規模集客施設等の情報を収集する。また、隣接する市町村との連携の確保、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難対策と大規模事業所における避難のあり方の確認、民間事業者の協力について連携協力の関係を構築していく。

2 避難実施要領のパターンの作成

関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、季節の別、観光客や昼間人口の存在等について配慮した、複数の避難実施要領のパターンを作成する。

3 救援に関する基本的事項

道から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が道の行う救援を補助する場合の道との役割分担等について、道と調整する。また、関係機関との連絡体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

道と連携して運送事業者の輸送力、輸送施設等を把握する、また、避難住民や緊急物資の運送する実施体制について整備する。

5 避難施設の指定への協力

道が行う避難施設の指定にあたり協力する。避難施設に関する情報のデータベース化を図り、道と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

市の区域内に所在する生活関連等施設を把握し、安全確保措置の実施のあり方について定める。市の管理する公共施設等における警戒等について、道警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

1 市における備蓄

必要な物資や資機材は、原則として防災のための備蓄を兼ねるものとする。新たに必要となる物資、資機材は国、道の対応を踏まえて対応する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

国民保護措置の実施を考慮して、市の管理する施設及び設備について整備点検する。また、ライフラインについてはその代替性の確保に努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するために、住民等が国民保護措置に関する重要性について理解を深めるとともに、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動について、多様な機会を活用して普及啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

事態認定前に多数の人を殺傷する行為等が発生した場合には「緊急事態連絡室」を設置し、初動措置に対処する。事態認定が行われ市対策本部を設置した場合は、緊急事態連絡室は廃止する。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

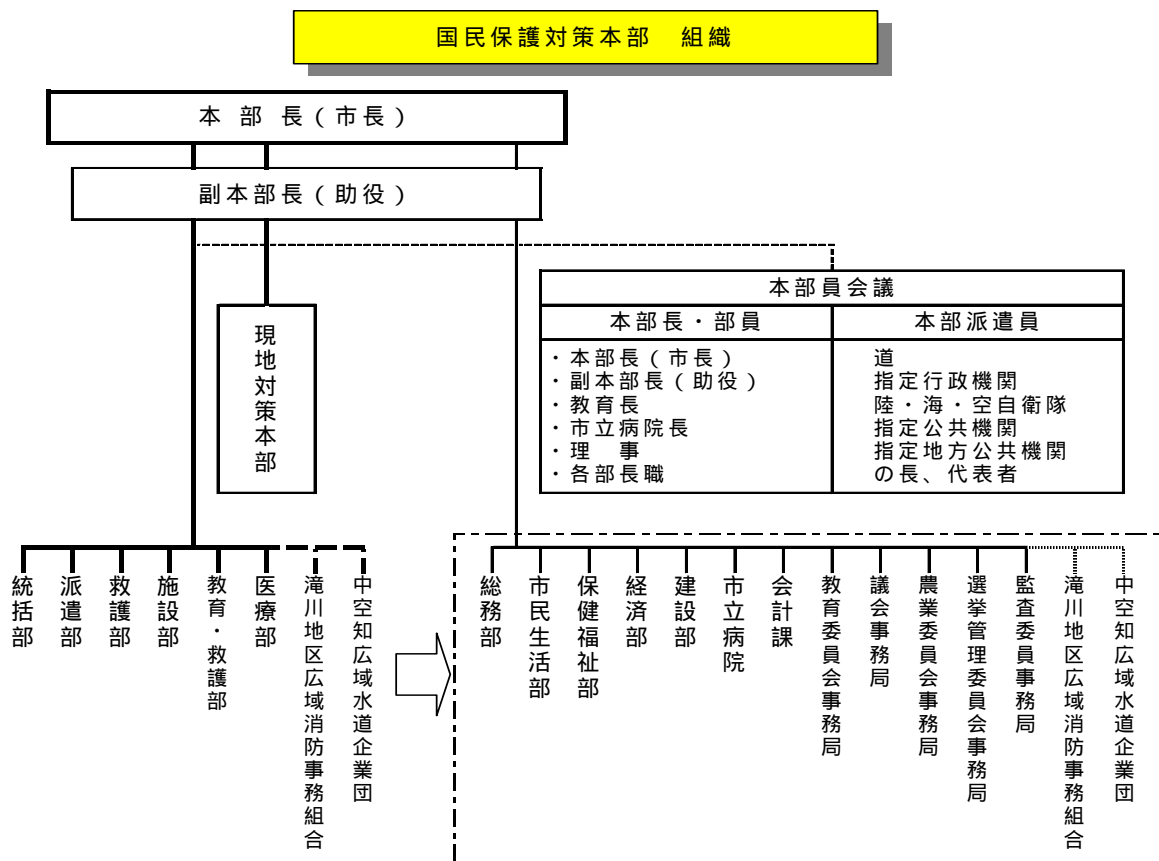
市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。事案が発生した場合に迅速に対応できるよう全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置

内閣総理大臣の指定を受けて、滝川市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置して国民保護措置を総合的に推進する。

市対策本部の組織構成、機能、市対策本部長（市長）の権限、広報の体制等を定める。



2 通信の確保

市対策本部と市現地対策本部、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

第3章 関係機関相互の連携

国、道、他の市町村、指定公共機関等と密接に連携し必要に応じ、国民保護措置の要請、職員の派遣、応援を求め、国民保護措置を実施する。他市町村等から求められた場合は、必要な応援を行う。

第4章 警報及び避難の指示等

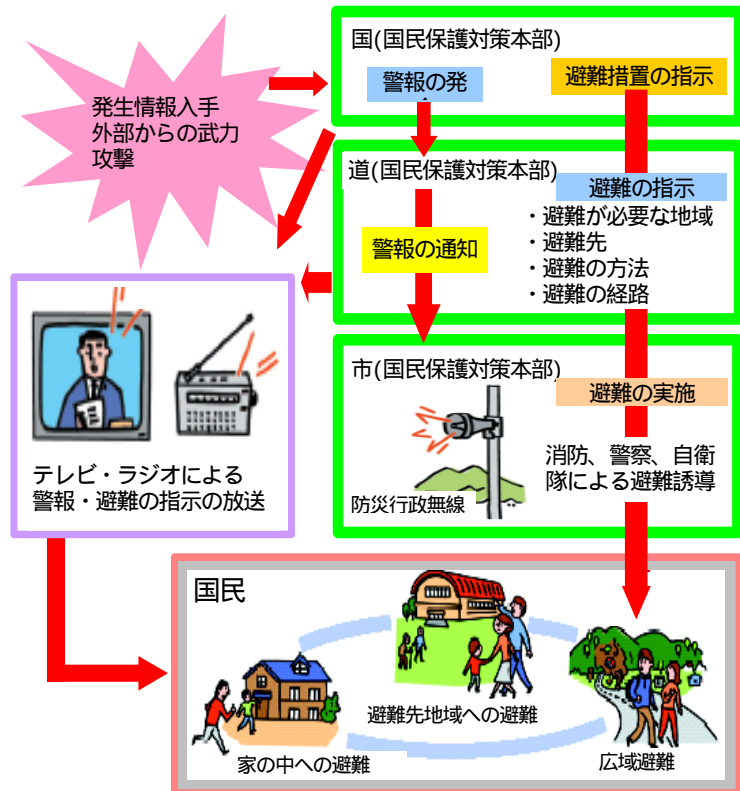
第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するため、道からの警報の内容の迅速かつ確かな伝達及び通知を行う。

第2 避難住民の誘導等

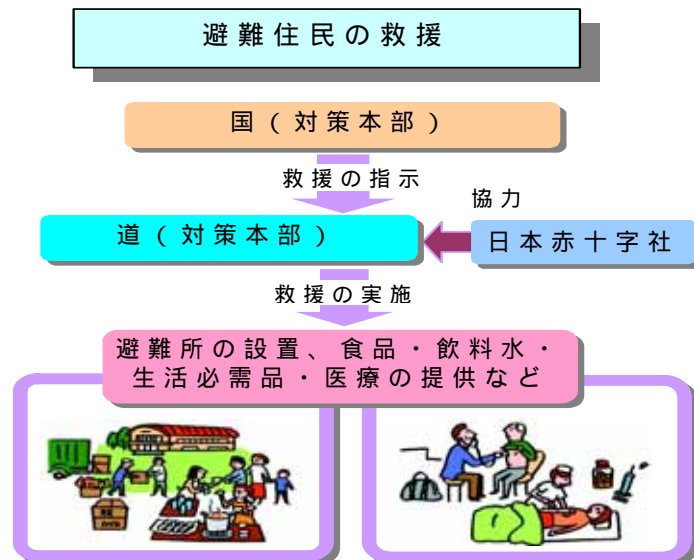
道の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。この場合関係機関、自主防災組織に協力を要請し、高齢者等の避難を行う。

また、避難の指示が解除されたときは、非難住民を復帰させるための必要な措置を講ずる。



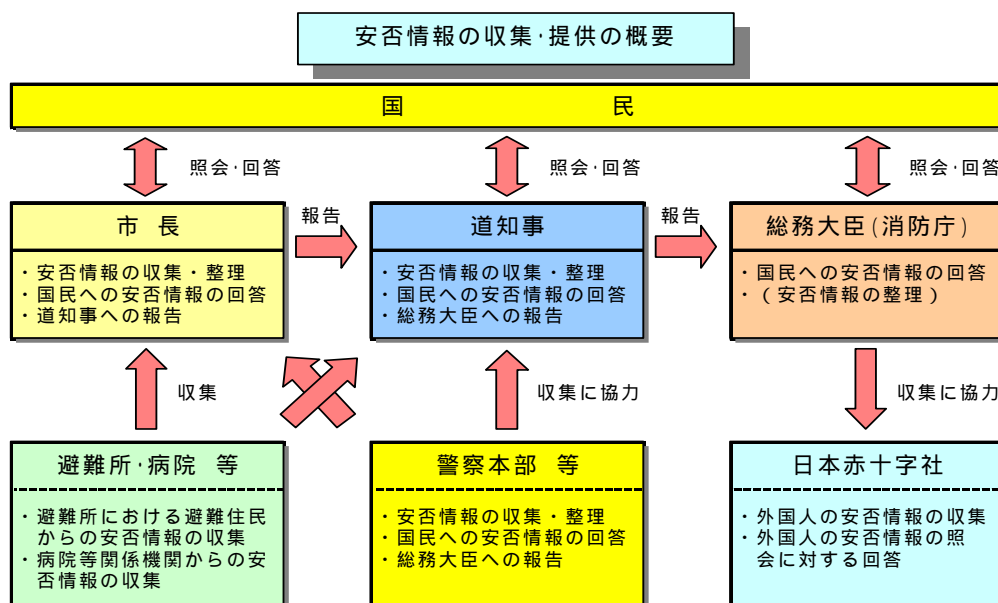
第5章 救援

市長は、知事が実施する救援について、緊密に連携して行うこととし、避難所において、食料、飲料水及び生活必需品の供給、医療の提供、電話、その他の通信施設の提供、学用品の供与、保健衛生の確保を行うなど避難住民の生活を確保する。



第6章 安否情報の収集・提供

市は、避難所において安否情報を収集し、道に報告する。また、安否情報の提供窓口を設置し住民からの照会に応じ、個人情報の保護に十分に留意しつつ速やかに回答する。



第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害を発見した者等から通報があった場合、市長はその旨を知事に報告し、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。災害の事情に応じ道知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

第2 応急措置等

1 退避の指示・警戒区域の設定・応急公用負担等

武力攻撃災害の発生等により避難の必要があると認めるときは住民に避難の指示を行う。必要があれば警戒区域の設定を行う。

武力攻撃災害が発生又は拡大等が認められる設備等について所有者等に対し必要な限度において除去等、使用又は収用の措置を講ずる。

2 消防に関する措置等

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう必要な措置を講ずる。消防機関は、消火活動及び救助・救急活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。また、携わる関係者の安全確保に必要な措置を行う。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要な施設の情報を収集し必要に応じ関係する機関に支援を求めるなどの措置を講ずるなど対処する。

危険物質等に係る武力攻撃災害防止のため危険物質等の取扱者に必要な措置を講ずる。

第4章 N B C 攻撃による災害への対処

N B C 攻撃による汚染が生じた場合は、関係機関と連携し国による基本的な方針を踏まえた対応を行うこととし、汚染原因に応じた初動的な応急措置を講ずる。

N B C 攻撃とは、核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃をいう。

第8章 被災情報の収集及び報告

武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し道及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保と武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理に必要な措置を講ずる。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等に伴う生活関連物資の価格安定のための措置、避難住民等の市税等の減免の実施、水の安定供給に必要な措置の要請等を講ずる。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

国民保護措置に係る職務を行う者に係る特殊標章等の交付管理を適切に行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市又は一部事務組合の管理する施設及び設備に、武力攻撃災害による被害が発生したときは、応急の復旧を行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害による被害が発生したとは、本格的な復旧について国、道と連携して実施する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

国民保護の実施に要した費用の支弁について国に対して負担金の請求をする。市は、土地等の一時使用等に伴う損失補償、援助の要請を受けて協力したものが死亡等した場合の損害補償について行う。また、総合調整及び指示に係る損失の補てんに係るものについて道に請求する。

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処は武力攻撃事態等に準じ、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などを行う。

